

## 平成 18 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

7 番 佐々木 正 明

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	森 鉄 也	情 報 シ ス テ ム 課 長	齋 藤 正 司
市 民 課 長	木 内 利 雄	農 林 課 長	阿 部 誠 一
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	建 設 課 長	佐 藤 家 一
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成18年9月11日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。5番宮崎信一議員より遅刻の届け出が出ております。7番佐々木正明議員より葬儀のため欠席の届け出が出ておりますので、これを許可しております。

日程に入る前に御報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。健康福祉部長。

健康福祉部長(笹森和雄君) 去る9月8日開会の議会におきまして、にかほ市におけるヘルパーの人数について一般質問がありました。調査結果を報告することになっておりましたので御報告いたします。

現在、にかほ市には1級ヘルパーが10人、2級ヘルパーが338人、3級ヘルパーが134人の合計482名の登録ヘルパーがおりまして、実際職務についている方は50名であります。以上です。

議長(竹内睦夫君) 11番佐々木弘志議員。

11番(佐々木弘志君) はい、特にありません。

議長(竹内睦夫君) それでは、日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、6番佐藤文昭議員の一般質問を許します。6番佐藤文昭議員。

【6番(佐藤文昭君)登壇】

6番(佐藤文昭君) おはようございます。

次の3点について一般質問させていただきます。

最初は、学校建設事業、仁賀保中学校についてでございます。

現在、象潟中学校の建設に着手しています。平成19年からは仁賀保中学校の改築に入ることになっています。さきの市政報告の中で、仁賀保中学校の建設については建設検討委員会を設置して釜ヶ台中学校との統廃合を含め、市民の意見を聞いて進めていくとしています。今定例会の市政報告では、今月中に検討委員会を立ち上げて、来年1月までに意見書を取りまとめるということになっ

ています。

今日の学校教育に対してはさまざまな課題が指摘されており、この克服のため多くの試みや研究がなされています。

その中の一つとして、現在小中一貫教育の取り組みが注目を集めています。また、中央教育審議会、去年の10月26日の答申の中で「教育課程の基準によらない教育課程の編制、実施を可能とする特例」について検討する必要性が明記されました。これを具体的に言いますと、義務教育に関する制度の見直しで義務教育を中心とする学校間の連携、接続のあり方に大きな課題があることから、かねてから指摘されている。また、義務教育に関する調査でも、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4、5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれます。これまで小中一貫校については、研究開発学校や構造改革特別区域など、小中一貫教育の取り組みの成果を踏まえつつ、設置者の判断で9年生の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力など、学校間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の鑑定に配慮しつつ十分検討する必要があると答申されたわけです。

少子化の進行に伴い学校の小規模化が進んでおり、今後の児童生徒の教育効果や新たな教育課題に対応できる学校の教育環境の再整備も検討すべき課題です。一方で、にかほ市では今後、築40年を経過した院内小学校の建てかえも迫られており、釜ヶ台小学校の複式学級、小出小では児童数の減少が続いております。こうした中での学校建設は統廃合はもちろん、学区再編なども課題となってきました。今回これから仁賀保中学校の改築を機に、同じ敷地内に中学校と小学校を建設して、柔軟で系統性のある教育活動やクラブ活動の連携、教員同士の相互交流を通じて少子化の中での学校の活力維持、学習効果向上など施設一体型の小中一貫校の開設できる学校建設を考えてはどうでしょうか。

次は、デジタル放送受信の難視聴地域の対策についてです。

御存じのように、2011年7月24日にテレビのアナログ放送は終了します。地上波デジタル放送へ全面移行に向け、県内の放送局は中継局の整備を進めていますが、この完了後も県全域には電波は届かない状況になります。受信できる地域ではデジタル放送に切りかわると専用器具を取りつけばテレビを視聴できますが、難視聴地域ではデジタル放送を受信するにはアナログ放送時に使っていた共同受信施設を改修するか、ケーブルテレビなど代替手段となる情報通信基盤の整備をしなければなりません。

市には共同アンテナ設置地域が10ヵ所程度あります。共同アンテナを改修するには、場所によっては200万円から500万円の費用がかかります。この共同受信施設をデジタル放送に対応して改修するには、財政支援を受けることができるのか。テレビ電波をデジタル化することによってチャンネルに余裕ができ、将来、防災や医療などのサービスに活用することも可能になります。デジタル放送はアナログ放送に比べ高画質・高音質で、例えばニュースや天気予報などの情報を好きなときに見られるのが特徴とされています。市として難視聴地域でもデジタル放送が受信できるよう対策を講ずるべきではないでしょうか。

次に、企業誘致についてでございます。

新市のまちづくり計画では、活力ある産業のまちとして企業立地を促進するための優遇制度を充実するとともに、優良な工業用地を確保し、積極的に企業誘致活動を推進する。市長も企業誘致についてはすぐに取り組みますと公約をしています。さきにかほ市総合発展計画のアンケート調査でも、働く場所がたくさんある産業のまちとして市民の要望が最も多くなっています。また、同じく市政に対する評価として工業用地の整備や企業誘致、雇用拡大などの産業の振興に関しても満足度が低くなっています。安定的な就業の場を確保するため企業誘致や企業立地のための条件整備を行い、雇用の機会の開発に努めることが重要です。

にかほ市におけるこれまでの企業誘致の状況は、にかほ市へ進出したい企業はあったのか。進出できない企業の原因は何であったか。県内市町村では職員を県東京事務所に派遣して企業誘致に取り組んでいますが、市として企業誘致の体制強化を図るべきではないでしょうか。

これで終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） おはようございます。

6番佐藤文昭議員の私に対する御質問に答弁させていただきたいと思います。

仁賀保中学校の改築につきましては、現在、建設検討委員会を組織して初会合を今月下旬に開く予定にしております。教育委員会としても釜ヶ台中学校との統合を視野に入れておりますので、検討委員会や地域の皆さんと十分に協議しながら事業を進めていきたいと思っております。

御質問の仁賀保中学校を小中一貫校として建設するという考えは現在は持っておりませんが、この先、少子化の影響で児童生徒数が一定規模を下回って、学校の活力とか学習効果の面で十分な学習環境を維持していくことが難しい学校も出てくることも考えられますので、学校の適正規模化などの望ましい学習環境を維持していくことは、今後の重要な課題であると思っております。その方法にはいろいろな選択肢があるわけでございますが、中でも小中一貫教育というのは今注目されている教育システムの一つととらえております。

御承知のように、小中一貫教育は小学校と中学校の計9年間を一体なものとしてとらえて、子供の実態を見きわめながら従来の6・3制を4・3・2制にしたり独自の教科・科目を設けたりすることによって学力や情操を養おうというものであります。まだ正式に制度化はされておりませんが、現在、政府の構造改革特区の認定を受けた17の自治体が文部科学省の研究開発学校制度という特例を使って、国公立・私立合わせて22校が指定認定されて、この小中一貫教育に取り組んでいるという状況であります。

現在、本市では主に学力向上や生徒指導の面で小中の連携や交流を図る取り組みを行っておりますが、将来的には子供の実態や学習環境の変化を見きわめながら、小中一貫校の導入も含めて教育環境の整備を考えていく必要があるというふうに考えております。

県では市町村における学校教育将来構想策定支援事業というものを立ち上げまして、財政的な支援、あるいは助言などを行うというシステムを今やっております。いずれこのような支援なども活

用して、本市の学校教育の将来構想の策定に向けて調査・研究をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうもひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、佐藤議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

企業誘致でございます。

さきの議員の皆さんからも御質問がございましてお答えをしておりますが、企業誘致はまちづくりを担う若者たちの雇用機会の創出、これを図ることで将来のまちづくりを大きく左右する重要な課題であると、そのように認識しております。

基本的には、企業誘致や新規企業による雇用の創出と既存企業の事業を拡大して雇用の増大を図っていくというふうな、大きく分けて2つの方策があると思います。この2つの方策については、引き続き両輪のごとく進めていかなければならないとそのように考えているところでございます。

企業誘致にあっては、本市の特色、優位性を効果的に情報発信していくわけでございますけれども、優遇措置などについては、企業誘致については全国的な競争の中で活動が行われております。そういうことで、にかほ市としてもでき得る好条件、これを示していかなければならないだろうなというふうに考えているところでございます。

幸いにしてにかほ市は企業集積もございまして、技術力を高めた物づくりの歴史もございまして、そしてそれを支えてきたすぐれた人材と労働力はやはり他に誇れるものがあるのではないかなと思います。これが一つのかほ市の財産ではないかなと思います。この点について他の地域と差別化を図って優位性を発信してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

新市が発足してまだ1年 — 来月で1年になるわけでございますが、企業進出については具体的な話はまだございません、はっきり言って。ただ、八木電子さんが埼玉のほうから製造部門をこちらのほうに移してくるというもので、今、工場の拡張工事が行われております。

こういうことで、今、既存企業の規模拡大が図られておりますけれども、引き続き多くの皆さんから情報を得ながら、あるいは議員の皆さんからもいろいろ情報を得ながら総体的に今後活動してまいりたいと思います。

企業誘致については、よく言われることはトップセールスだと。首長が先頭になってやるべきだということで、私も機会あるごとにいろいろな情報を収集しながら、あるいは東京に行った際は、これもいろいろな人とお会いしながら情報を収集しているわけでございますが、まだ結果としていいものはございません、はっきり言って。

ただ、県で主催する企業誘致推進協議会主催による企業との首都圏での懇談会、それから、これから東京、大阪で始まります企業立地説明会、これに私も出てにかほ市のPRを積極的にしながら各企業と接触して、活動を進めてまいりたいと思っているところでございます。機会あるごとに、これからはいろんな情報を収集しながら、面会できるところは早期に面会して、活動を展開してま

いりたいと思っているところがございます。

それから、県の東京事務所への職員の派遣についてでございますが、これからの活動の中で進捗状況を見ながら、必要であれば職員を派遣してまいりたいと思っているところがございます。

また、工場用地を確保して誘致活動を進めるべきだという御意見でございますけれども、現段階で工場用地を確保して活動するという事は、やはりまだ進出企業が決まってない段階で、その用地を市の公費で買収して、造成するしないにかかわらずそういう経費を使ってやっていくことはちょっとリスクが大き過ぎて、今の段階では困難だと私は考えております。したがって、企業誘致活動については、やはり現在ある用地をどういうふうにして生かしていくか。この情報発信も必要であると思いますし、あるいは場合によって話が進展して、こういう場所にこのくらいの用地が欲しいというふうなお話になってくれば、やはり市が責任を持って取得するために頑張っていくと、そういう取り組みでいきたいと思っております。いずれにしましても、これからの企業誘致、あるいは既存企業の活性化については、私が先頭になって一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

他の御質問については担当部長がお答えしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） デジタル放送が受信できるような対策を講じるべきでないかという御質問でございますけれども、今、秋田県においては、ことしの10月から全局デジタル放送の本放送が開始されることになっております。

にかほ市においても、現在、受信できるところとできない箇所がございます。象潟の元町地域については、若干非常に難視聴でないかなというふうに今のところ思っています。現在、現時点でいただいている情報では、基本的にはアナログ放送が受信できるところはデジタル放送も見えますというふうに言われておりますけれども、いずれにいたしましても、開始されますとそういう地域が今後出てくるものだというふうに思っております。

そうしたことから、これからも県並びに東北総合通信局に事情を報告しながら、さらに情報収集に努め、早期に受信できるような対策を関係機関に講じてまいりたいというふうに思っているところであります。いずれにいたしましても、これから放送が開始されないと、どういうところがはっきり具体的にできないのかというのが事情把握できませんので、事情把握ができた段階で検討していきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） ちょっと教育長にひとつお願いしますけれども、教育長も小中一貫校の特徴については、るる理解していると思っておりますけれども、検討委員会とか今月下旬に開かれるということでもありますけれども、検討委員会の設置もよろしいんですけれども、仁賀保中学校の改築については今述べたような現状であります。それで、そういう物理的な条件だけでなく、これからどういう子供を育てるかという理念もひとつ重視する必要があるのではないですか。

また、検討委員会にこれから図っていくわけですけれども、小中一貫校を開設するというビジョン、そういう市の考え方も一つあってよろしいんじゃないですか、そういう検討委員会の中で。そ

こら辺ひとつどうですか。

それから、これから答弁の中で検討するということでもありますけれども、御存じだと思いますけれども、東京の品川区では学校建設を機会にすべての小中の連携、小中一貫校を建設するとしているわけです。そういうふうに教育の方向が変わっていくわけですから、これから児童にとって望ましい教育環境とは何かということで、市の学校づくり、これから将来どのようにしていくのか。そういう学校建設を機会に、この小中一貫校をもっと深くひとつ掘り下げて検討すべきじゃないですか。そこら辺ひとつお願いします。

それから、市長にお願いしますけれども、企業誘致、いろいろお話がありましたけれども、県のほうには市長も御存じのとおり企業誘致推進連絡協議会というのがあるわけです。県内の市町村がほとんど加入しているわけです。そういう協議会、あるいは担当者が企業立地説明会に出席して誘致企業との懇談会に出て企業活動を展開しているわけですが、このようなこういう会議に出席して、状況というのはどのような、もっと詳しくどのような状況なのか。今定例会にも東京・大阪での企業説明会の予算も補正しているわけです。

それから、県の東京事務所では企業誘致体制の強化を図るため企業誘致室があるわけです。その中に民間企業から採用した企業誘致専門官、あるいは企業誘致調査員を配置して取り組んでいるわけです。そういう県の東京事務所との情報収集活動がこれまでどのような連携を図ってきたのか。

それから、市政報告の中で地元企業へ訪問している市長が訪問しているわけですが、そういう地元企業から行政に対しての要望というのはどのようなものがあるのか。具体的なひとつお話ありましたらお願いしたいと思います。

企業誘致については、これから新市の総合発展計画も立案されるわけです。前の企業誘致については、新市のまちづくり計画では、活力ある商工業の振興ということで、「企業立地を促進するためには税の優遇措置とか工業団地を確保して積極的に企業活動を推進する」となっているわけです。これまでの行政の進め方というのは、例えば工業団地の造成、あるいは税の優遇措置に終始しがちなんですよ。この産業を振興するというのが、これからの市にとっては最も重要な課題なわけです。

そういうことで企業誘致を図ることによって人口減の対策だとか、そういういろんな部分の方向で解決にもつながるわけですので、これから総合発展計画を作成するわけですが、市にとって今何が一番重要であるかということを示す必要がないですか。もっと地元企業と行政が一体となって企業誘致に取り組むべきじゃないかと思いますので、その点についてひとつお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 小中一貫校という建物だけの問題ではなくて、我々も小学校と中学校の連携というのは大変重要な教育課題であるというのは前から感じておりました。現在、答弁でも申し上げましたけれども、主に学力向上、それから生徒指導という面では各中学校区ごとに小中の連携というものをとって進めているわけでありまして、9年間を見通して、子供同士の交流というのは余りやっていませんけれども、主に学校間、指導者サイドの交流というのは頻繁に行って、なるべく

小・中学校の受け渡しがスムーズにいくように取り組んでいるところであります。

そういう小中一貫校を建設するに当たっては、やはり我々の考え方もそうですし、保護者や地域住民の意思というものも大変重要なものになってまいります。今、考えていることは、さっき申し上げました県の支援事業を、できれば来年度あたり県のほうに申請して、今後のにかほ市の学校教育のあり方、主に教育環境の整備というようなハード面が主になる事業なんですけれども、どういう形のものにしていくかということ調査活動とか研究活動をやってみたいなと思っておるところであります。その中でいろいろ保護者や地域住民からも御意見を伺いながら、今後のあり方について具体化をしていければいいなというふうに思っております。

あと、理念のほうについては、今年度皆さんにお配りしました「にかほ市の教育」に掲げてあります。そういう学校教育の目標・指針というものを実現するために、どういう教育環境をつくっていくかということ我々の重要な課題と受けとめて今後進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 工業振興による雇用の創出、これには先ほど申し上げましたように新たな企業進出と、いかにして既存企業の活性化を図っていくかと、この二本立てでいかなければならないと思っております。

ただ、やはり新しい企業を誘致することになりますと、やはりここにもいろいろな先ほどお話ししたように優位性がありますけれども、その反面ではいろいろな不利な条件もあるわけです。例えば冬期間の問題、あるいは塩害の問題、製造品目によって違いますけれども、そういうこともまずあるわけです、製造業においては、あるいは高速交通体系がおくれていると。とりわけ高速道路がネットワーク化も何もないと。これも一つの条件としては不利なところがあるわけです。

それから、技術力は確かにありますけれども、新しく進出する企業にとって必要とする人材が集まるかということもございます。これは、県立大学もありますから、いろいろな形で人材を確保していくことはある程度つながっていくのではないかなとは思いますが、そういうこともあります。

そこで、やはり先ほども申し上げましたように、全国的な企業誘致活動の中で、どれだけにかほ市として企業に対して優遇措置が講じられるかどうかだと思います。例えば、工業用地を市が全部取得して、それを企業のほうに無料で貸し付けるとかいろいろあると思います、全国的には。そういうものが、この3万人足らずの市の中でそういう特別な優遇措置を講ずることができるかどうか、こういうこともあると思います。ただ、そういう中でもやはりにかほ市に魅力を感じていただいて、来たいというふうな企業もあると思います。ですから、これからは新規企業については、一生懸命にかほ市の特性を発信しながら努力を重ねてまいりたいと、そのように思います。

既存企業については、ここは比較的T D Kの関連である程度の業種が特化しているわけですが、やはりこれからの既存企業が発展していくためには新しい分野にもやはり進出していくべきではないかなと思います。今までの形と環境が大きく変わりますので、納品時期とか単価とかいろいろ厳しいことは当然出てくると思います。ですから、そういうことに対応できるような、一企業

で対応するのではなくて、ここに集積する企業が固まると申しますか、そういう形で仕事に対する、ものを受ける体制をつくっていくことも、これからの既存企業の振興には、私は大切ではないかなと思っております。

そういうことで、そういうことに対応するためにも既存企業の皆さんから、そうした形の情報交換なり、あるいはこれからの推進していくための組織づくり、こういうものを立ち上げたいなど。立ち上げて行政としても支援していきたいなと思っております。

それから、いろいろ会社なんか、あるいはいろんな方からお話を聞きますと、ここで開発されていて、なおかつ目の見ない大変すばらしい製品も、開発されているものはたくさんこの地域にはあると言われています。ですから、それをどういう形で既存企業の皆さん、中小企業ですけれども、皆さんが力をあわせてそれに付加価値をつけて、魅力ある製品として世の中に出すことができるかということで、こういうことも私、大変重要であるなということで、今回若干の予算ではございましたけれども、予算補正をお願いしております。ですので、そういういろんな知識・情報を持っている方々から集まっていただいてひとつ懇談会を開こうということで、今回の補正予算に若干予算を上げさせていただいたところでございます。

いずれにしても、中央での情報交換会はこの前一回だけで、それも誘致企業、この地元を誘致企業として来ている企業だけの集まりでした。だから、新しい新規の企業というのはなかったわけですけれども、特別その段階ではこれまでのことの話し合いをしましたけれども、ただ、そういう中であったのは規模を拡大しようということで一生懸命やっているだけけれども、その従業員を連れてくるだけけれども、要するに宿舍と申しますか、そういうものの確保がしづらいと。なかなかこのにかほ市だけで社宅みたいな形で社員を住ませるところがないというふうな話もございました。これは既存企業の訪問の際もございました。ということで、これからの形の中でそういうことも考えていかなければならないのではないかなと思います。

東京事務所について、私は上京するたびに寄って所長さん方とよく話をして、何かいい情報ありませんかというぐらいしかまだ進んでいません。行けば必ずと言うぐらい東京事務所のほうに寄らせていただいて、所長さん方と色々な情報交換している程度でございます。

それから、お盆の前後をはさんで市内の企業を回りました。そこで何とか来年度の新規卒業の高校生を — 高校生も含めてですけれども、雇用の拡大をお願いしたいということで回ってまいりました。景気も回復して仕事の量もたくさんある。ただ、今のところ単価が抑えられていて、いま一つ収益は上がってないというお話でしたけれども、それでも訪問した企業はこれまで以上に採用枠を広げて雇用すると。これは今定例会の前に質問された議員の皆さんにもお話ししておりますけれども、雇用の拡大を企業としても考えていると。あるいは今の仕事の状況にあわせて中途採用、これもある企業では今考えているというふうな状況でございましたので、こうしたことに大きな期待を持っていきたいと。そして、なおかつこれからも雇用の拡大に向けての取り組みについてお願いをしてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 企業誘致についてもうちょっと再質問させていただきますけれども、地元

企業には取引先ということがあるわけですね。そういうことで、例えば、地元企業と行政が一体となって、企業誘致を進める会なんか、そういうものをつくって、もっと情報交換してるんですけども、そういう詰めて、例えば誘致したい企業なんかを絞り込んで、そういう活動のための戦略というものを立ち上げるべきじゃないかと思います。

一例を申し上げますと、横手市では雇用を生み出すということで、新聞の記事でございますけれども、御存じだと思いますけれども、地域提案型雇用創造促進事業というもので、これはIT促進とか農業、あるいは製造業の三本柱ですね。3年間で550人の雇用を生み出すという計画で国に申請して認められて、国の補助金が1億7,700万円をやっているわけです。こういう例の事業の雇用促進につながる、これは地域再生計画というそういう計画でございますけれども、こういうものについてはにかほ市はこれからどのように考えているのか、この点。

それから、総務部長にちょっとお願いしますけれども、具体的なことはまだこれからというようなお話でありますけれども、この共同受信地域の集落というのは、そういう受信施設を建てて、これまで今も幾らか積み立てしながら改修工事に充ててきているわけです。先ほど私言いましたけれども、10カ所市内にはあるわけですが、これからのことだと思いますけれども、このデジタル放送に向けて代替手段の検討されていくわけでございますけれども、場所によっては費用がかかるわけで、200万円から500万円と私お話ししますけれども、現時点でそれぞれ共同アンテナ設置場所の改修費用なんか、そういうようなものは試算されているわけでございますか。

この前、東北総合通信局長が来県して、難視聴地域の解消のためには絶対にデジタル放送のための整備費を概算要求に盛り込んで実施していくというようなお話がありましたので、そこら辺ひとつ再度答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほども少しお話ししましたが、いろいろ知識を持っている方々から集まってもらっていろいろ懇談会を開いて情報をいただきながら、企業誘致についてもどういうアクションを起こせるのか、その段階で考えてみたい。アクションプランを起こすためには、先ほどお話がありましたように経費もかかってまいります。当然東京事務所に派遣したり、そういうこともかかってまいります。ですから、その際にはやはり財政的な支援を受けることができるようなそういう事業、これの活用は当然図っていかなければならないと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今、難視聴地域につきましては、これから国のほうで現時点では助成制度はないというふうに言われておりますけれども、国、県並びに関係機関がこれからいろんな形で国民の皆様がデジタル放送が受信できるような整備が図られていくんじゃないかなという期待はしているところでございますけれども、現時点では平成19年度の国の予算がまだ確定しておりませんのでお答えしようがありませんけれども、できるだけ早目に難視聴地域の解消には努めてまいりたいなというふうには思っています。

【6番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで6番佐藤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 私は、市民の切実な願いを中心に、大きく3点にわたって質問をします。

1つ目は税金、あるいは国保税、介護保険料、これらの減免制度など、現在ある制度を十分に活用し負担軽減に努めてもらいたい。こういう立場から最初の質問をします。

今、一般の市民、国民全体、大変負担がふえて状況が悪化していると、こういうふうに、格差社会などという言葉で言われております。公の機関の調査でもそれがいろいろと明らかになっています。例えば、経済協力開発機構－OECDという国際機関が加盟国を調べた結果、日本の貧困率はアメリカに次いで2番目に高くなったとされました。また、金融広報中央委員会の調査によると、貯蓄ゼロの世帯が23.8%、約4世帯に1世帯が貯蓄ゼロとこのようになっています。「経済白書」では家計貯蓄率が7年連続で低下、そうしながら一方では、最近家計の消費は押し上げられているとしています。家計の消費が引き上がったのは、ガソリンや灯油の値上げのためとしているのです。結局、負担増です。

また、景気回復が続いているにもかかわらず正規雇用は減少する一方、非正規雇用が増加する動きが続いていると「経済白書」では言っています。家計の支出がふえる一方で、企業のリストラによる収入減や年金解約による年金収入の減少、そして医療費の負担増などもあります。厚生労働省調査の国民生活基礎調査では、生活が苦しいと感じている世帯は全世帯のうち56.2%で、過去最高となっています。県内経済指標では、実質賃金指数が6年前の平成12年を100とすると、14年には96.5、ことしの5月には75.7にまで下がっています。

NHKスペシャル「働く貧困層 ワーキングプア」の放送がありました。あの番組を見た方もあると思いますけれども、そこでは宮城の青年が路上生活者になっている様子、秋田では6,000戸の農家が農業をやめている。角館の洋服屋さんの売り上げは月1万円、このような状態などを映し出していました。番組では、政府、企業が責任を全く果たしていないというコメントを紹介していました。その番組の最後に、キャスターが「努力が足りないという人もいるが、取材に応じてくれた人で努力しない人は1人もいなかった」と結んでいました。

このように自民党・公明党・小泉政府による国民いじめ、庶民増税などで市民の生活も収入が減る反面負担が多く、新聞の投書などでもわかるように嘆きや怒りの声がかつてなくなっています。しかし、一方で、この小泉政府は、大企業、大銀行、大資産家には減税を続けてきています。

さて、この6月に市民の皆さんに納税通知が届けられましたが、「税金の通知がこれまでより何倍にもなってきた。間違いでないか」「これまで税金がかからなかったが、今回納税の通知が来た。どうしてだ」「税金が上がったのは合併したからなのか」というような疑問と怒りの声がたくさん寄せられました。

そこで1つ目ですが、市の窓口にも市・県民税などで97件、介護保険料関係で約90件の問い合わせがあったようです。国保税などの納税通知後を含めて問い合わせなどの件数、内容はどのようになっているのでしょうか。特徴的なものをお知らせください。

また、前年度の決算書には半年分ということなのですが、個人の市民税未納額が約3,600万円、不納欠損額が170万円とあり、収納率は約90.3%、国保の収入未済額は約1億8,500万円、収納率が72.15%となっています。この後、地区によって国保税などのようにそれぞれの地区による負担の違いはありますけれども、各種負担増があり、その後の滞納がふえているのではないかと心配です。

2つ目に、税、国保税の滞納の地区別状況はどのようになっているのでしょうか。国保の滞納が続けば保険証の切りかえが行われる制度の改悪があります。資格証明書になると、全額医療費を窓口で払わなければならないという過酷な状態になります。そのため、体が悪くても医者にかかれぬ事態が起きてきています。資格証明書の発行は、これまで金浦地区ではなかったと聞いていますけれども、現在、国保の短期保険証、資格証明証の交付状況、交付対象者の実情と対処はどうなっているかお尋ねします。

また、暮らしが大変な市民からは税、国保、介護保険の減免等の相談、申請などがあつたかどうか。その内容や対処はどのようになっているかもお尋ねします。

また、税金の関係では医療費控除などよく知られている制度はあるわけですが、各種の負担減等、活用できる制度などにどのようなものがあるのでしょうか。また、各種軽減等の制度について周知徹底をし、幾らかでも制度を活用して負担を軽減する、そういう立場に立つべきだと考えますが、どのようにしているのでしょうか。また、今後どう対処するつもりでしょうか。市としては各種減免の拡充、介護保険の利用料への補助などを検討し実施すべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、2つ目の質問に入ります。文化施設の建設の関係です。

文化施設の建設については、検討員会で検討していくという段階です。三浦教育長の6月議会での答弁では、文化施設建設は財政面での協議をしていないが、事務局サイドの目標として、できれば20年度中に完成を目標において進めたいとしています。しかし、この建設に当たっては、象潟中学校の改築、続いて仁賀保中学校の改築という連続的な中学校建設などもあり、財政面も含めて総合的に考え慎重に検討していくべきだと思います。もちろん利用しやすい充実した文化施設建設への期待もあります。建設地での期待も大きなものがあります。しかし、その一方で、連続的な大きな建設事業のため、一般会計などの予算にしわ寄せが来て、市民への各種サービスの低下につながるのか心配の声も聞かれます。文化施設の建設に当たっては、市民や学校、そして周辺地域の文化活動の現状を十分に把握し、それを生かしていくことが重要だと思います。そして、将来の展望を見通していくことにつなげていくべきだと考えます。市長もあるものを最大限利用するというふうによく言っていますが、その一つとして3地区にある文化施設等の利用状況はどのようになっているかお尋ねします。また、市内の施設利用者が多くて希望者が利用できない状況もあるのかどうかお尋ねします。このことは文化施設の建設への参考にもなるのではないのでしょうか。

2つ目に、象潟中学校建設、仁賀保中学校建設と続く予定ですが、国からの交付金、建設基金、市債、一般会計からの支出などの財政計画はどのようになるのでしょうか。さらに、文化施設の建設となると規模にもよりますが、その財政計画・償還はどうなる見通しでしょうか。現在の全

体の償還状況も含めてどうなる見込みなのでしょうか。いわゆる箱物の建設については、その後の維持管理費がついて回ります。施設の内容や諸行事の入れ方など一つの建物について大きな違いがあるわけですが、決算報告でも、例えば白瀬記念館 2,350 万円、象潟公民館 700 万円、青少年ホーム管理費 2,690 万円、子ども科学館 7,400 万円など、その維持管理には相当な経費がかかります。文化施設の維持費は、どのように見ているかお尋ねします。

最後 3 点目ですが、市場化テスト法に關係して質問します。

市場化テスト法がさきの国会で成立しています。正式の名前は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律となっています。内閣府に設置された規制改革民間開放推進会議という審議会の説明では、市場化テストというのは、これまで官が独占してきた公共サービスについて官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最もすぐれたものがそのサービスの提供を担っていくこととする制度というふうにしています。そして、市場化テストの 3 つの導入目的として、公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化とともに、これが大事なんです、民間のビジネスチャンスの拡大を挙げていました。日経の B P 社でも、これまで「規制改革民間開放市場化テストで 1000 年に一度のビジネスチャンスをつかめ。50 兆円程度あると見て差し支えない」とキャンペーンを張っているものです。財界のねらいは明らかだと思います。

まず、この市場化テスト法の最大の特徴・問題は、公共サービスの民間開放を不断に取り組むことを国と地方自治体の責務としていることです。第 1 条の趣旨では、国や地方自治体は、公共サービスに関しその実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点からこれを見直し、官民競争入札または民間競争入札に付するとしています。公共サービスの見直しを国民・市民の利益や要望にこたえているかどうかではなく、民間にできるものは民間にゆだねるという観点から行うというのです。第 3 条の基本理念もこの競争の導入による公共サービスの改革は国と地方自治体が公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることとしています。

市場化テスト法では、地方自治体の競争入札の対象業務として、住民のプライバシーに関する事項を扱うようにしています。前に住民基本台帳のネットワーク化が問題になりましたが、それ以上にプライバシーの漏えい・侵害が懸念されることが出ていますので、このことについては慎重に検討しなければならないものと考えます。

市には個人条例保護条例もあるわけですが、市としてプライバシー保護のためどのような対策を講じているかお尋ねします。

市場化テスト法では、地方自治体に対しては地方公共団体の特定公共サービスとして、その対象を、1、戸籍法に基づく戸籍謄本等、2、地方税法に基づく納税証明書、3、外国人登録法に基づく登録原票の写し等、4、住民基本台帳に基づく住民票の写し等、5、住民基本台帳に基づく戸籍の附票の写し、6、印鑑登録証明書という 6 つの分野の書類の交付請求の受付と引き渡し業務を規定しています。これを民間業者に委託すると、住民にとって最も知られたくないプライバシー、個人情報民間事業者の目に触れることになり、漏えいの状態にさらされることになりかねません。このような市場化テストはにかほ市として導入すべきではないと考えますが、どうでしょうか。

以上3点にわたって質問をします。

議長（竹内睦夫君） 答弁に入る前に、傍聴をされている皆さんに申し上げます。

携帯電話等はスイッチをお切りください。会議中は鈴など音の出るものは控えるようにしてください。よろしくお願いいたします。

答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

税、国保税、介護保険料の減免制度等の活用についてでございます。

御承知のように、税制の改正や各制度の改正などで、高齢者を含めて市民の皆さんが負担が大きくなっているということは、私も理解しておりますし、大変難儀しているのかなというふうに思っているところでございます。

そこで、御質問の各種減免の拡充、あるいは介護保険利用料の補助についてでございますが、これを保険税や保険料を減免するということが、あるいは補助金を出すということは、その分をどこかの分から持ってくると、財源を持ってくるという形になりますので、負担と給付の関係を不明確にしてしまうと。そして、例えばそういう形で財源を確保するとなれば一般財源から用いることになりますので、それも恒常化させるおそれがあるということで、今の段階では安易に新たな減免制度などは行うべきではないのではないかなと、そのように考えております。

ただ、市としても今ある制度、あるいは減免制度やいろいろ軽減制度がございますが、これを市民の皆さんに機会あるごとに広報誌などを活用して積極的にPR活動を展開してまいりたいと思っておりますし、何か市民の皆さんが困ったことがありましたら、各庁舎には窓口センターがございますので御相談をしていただきたいなど、そのようにお願いを申し上げたいと思っております。

税の軽減、あるいは減免の制度については、担当部長から説明をさせます。

次に、財政計画でございますけれども、仁賀保中学校改築事業の財政計画でございます。事業計画については先ほど前の質問にもお答えしておりますけれども、検討委員会を設置してこれからいろいろ計画を策定するわけでございますが、実施計画参考資料というのは前に各議員の皆さんに配付しております。この段階では事業費を25億6,600万円という形で計上しております。例えば、これを前提とした財源内訳では、国から交付金として3億4,100万円の交付金を見込んで、その総事業費から交付金を差し引いた額に合併特例債、これを活用しましょうと。95%充当しますので、地方債を21億1,300万円。残りの1億1,200万円を仁賀保中学校建設基金の2億円の中から充当しましょうという計画になっているわけでございます。

また、文化施設の財源計画でございますが、これもまだこれからでございます。どういう形の規模になるか、ちょっと今のところわかりませんが、これも同じような、例えば、総事業費を20億円で単独事業で行ったと想定した場合は、これやはり合併特例債を95%充てます。ですので、地方債が19億円借りることになるわけでございます。

そして、この元利合計の償還額が25年で、19億円起債を起こした場合に24億3,000万円の償還になるわけでございます。ですから、24年から償還が開始されますが、これを25年間で償還しま

すと平成 44 年が最終年度になります。最終年度となりまして、19 億円借りた場合は毎年 1 億 1,100 万円程度の償還額が見込まれるところでございます。したがって、さきの佐々木正勝議員の質問にもお答えしておりますけれども、市の実質的な負担を軽減していくために、まちづくり交付金事業、これは最大で 40%の交付金支援がございますので、こうした事業の採択に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、現在の市全体の財政でございますが、17 年度決算における財政指標は、財政力指数が 0.39、経常収支比率が 89.7%、実質公債比率が 13.5%、公債比率が 18.3%、起債制限比率が 11.6%と経常収支比率を除きおおむね良好な数値となっております。経常収支比率については、主に計上一般財源である地方交付税の削減、あるいは福祉や教育関係の義務的経費の伸びによるものでございまして、やむを得ない面があるのかなというふうに考えておりますし、なお一層経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、17 年度末の地方債残高でございます。残高は 197 億 4,600 万円でございます。それで、この 197 億 4,600 万円の償還のピークが平成 19 年、来年がピークとなります。額が 18 億 8,800 万円、利子を含めると 22 億 7,000 万円ほどになる見込みでございます。

なお、17 年度末の地方債残高の償還計画に、仁賀保中学校の改築事業及び文化施設建設事業を含めて試算した場合であっても、両事業の元利償還が始まる前の、要するに来年平成 19 年が償還のピークとなると考えております、計算上は、ですから、以降若干の償還の額の上下を繰り返しますけれども、19 年度がこの 2 つの事業、象潟中学校も入っておりますけれども、仁賀保中学校、あるいは文化施設を建設しても償還額のピークは 19 年度と、そのようになっております。

なお、新しい事業を踏まえての財政計画については、今、素案づくりに努めております総合発展計画の中で新しい財政計画をお示ししてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、文化施設の維持管理費についての御質問もございましたが、今どういう施設整備をするか、規模もまだ定まっておりませんので、ランニングコストについてはこれからの算定となりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

他の質問については、担当の部課長がお答えしますのでよろしくお願ひいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 村上議員からの御質問にお答えをいたしますけれども、は私のほうからお答えをいたします。そのほかは市民部長、福祉部長がまたお答えをしていきたいと思っておりますので、1 番目の税、国保税、介護保険税の減免制度の活用・拡充をという御質問に対してお答えをしてみたいと思います。

最初に、市・県民税の国保税の通知後、問い合わせの件数はどのようになっているのでしょうかという御質問でありますけれども、市・県民税については納税通知書を特別徴収分 603 社で 7,367 人、そして普通徴収分といたしまして 6,305 人分、合わせて 1 万 3,672 人に納付通知を出しているところでございます。

それぞれに問い合わせの件数でございますけれども、97 件で、その内容は前年度と比較いたしまして増額になったというのでございますけれども、その 1 番目の一番大きい内容については、市民

税の定率減税が 15%から 7.5%に改正になったもの、また、2 つ目といたしましては、公的年金の引き下げ — 140 万円から 120 万円になっております。また、3 つ目といたしましては、老年者の控除の廃止が今回の大きな税制の改正点でございますので、その旨のことを納税者の皆さんにお話しして御理解をいただいているところでございます。

また、固定資産税についてでありますけれども、それについては 1 万 1,888 件でございますけれども、問い合わせ件数については 56 件でございます。その内容といたしましては、平成 18 年、地価の調査が — 土地の評価がえがございましたので、そういう観点の税額計算、評価負担水準の確認についての問い合わせが 28 件ほどでございます。また、納付方法、送付先の変更に関する問い合わせが 15 件、相続、名義変更等、また、登記に関する問い合わせが 12 件、その他が 1 件でございます。

次に、軽自動車でございますけれども、このものについては 1 万 1,974 台分の納税通知書を発送いたしましたけれども、問い合わせ件数は 20 件でございます。内訳といたしましては、車両の廃車、所有者の異動についてが 15 件、それから送付先の変更や減免申請についてがそれぞれ 2 件でございます。納付方法について 1 件ございました。

また、国民健康保険税については被保険者数 1 万 812 人分でございますけれども、5,442 通の通知書を発送いたしております。問い合わせ件数は 61 件でございます。御承知のとおり、国保税については不均一課税ということで実施いたしておりますけれども、各庁舎ごとの件数といたしましては、仁賀保庁舎から 13 件、そして金浦庁舎で 9 件、象潟庁舎で 39 件でございます。理由別内訳といたしましては、前年と比較して高くなったのはなぜかというのが 35 件ほどでございますけれども、既に 6 月議会で議員の皆さんから確定いただきました国保税の税率改正に伴ったもので国保税が高くなったということで、そうしたものが 35 件ほど。また、口座振替及び納付回数の増などの納税相談が 13 件ほどございます。それから、資格取得、喪失の届け出及び納税通知書が届かないなどが 13 件でございます。いずれにいたしましても、担当職員が個別に説明し御理解をお願いしていただいているところでございます。

2 つ目の税、国保税の滞納の地区別状況はどのようになっているのかという御質問でございますけれども、国保税の滞納の地区別状況についての報告をいたします。仁賀保地区が個人市民税が 332 人、金額にいたしまして 1,132 万 9,776 円でございます。法人市民税が 9 社で 72 万 200 円でございます。金浦地区が個人市民税が 107 人で 474 万 6,206 円、法人市民税が 1 社滞納して 24 万 3,600 円でございます。象潟地区が個人市民税が 557 人の 2,052 万 4,628 円、法人市民税が 9 社で 183 万 3,374 円となっております。市全体といたしましては、個人市民税が 3,660 万 610 円、法人市民税が 279 万 7,174 円となっております。

次に、固定資産税ですが、仁賀保地区が 514 人で 1,862 件でございます。4,209 万 9,170 円でございます。金浦地区が 154 人で 514 件、897 万 2,240 円。象潟地区が 820 人で 2,920 件、5,743 万 1,679 円でございます。いずれにいたしましても、相当数の滞納の状況となっております。

軽自動車につきましては、仁賀保地区が 70 万 5,700 円、そして金浦地区が 19 万 2,400 円、象潟地区が 97 万 700 円でございます。

次に、国民健康保険税の滞納状況でございますけれども、これにつきましては、昭和60年からのものでございます。仁賀保地区が513人で2,906件で、金額にいたしまして7,161万2,690円です。なお、決算の出納整理後に8月末で199件で249万8,000円ほど収納いたしている状況でございます。金浦地区が平成11年から140人で643件の滞納となっております。金額にいたしまして1,204万3,734円でございます。出納整理後の収納状況ですけれども、69件で86万3,000円ほど納めていただいております。また、象潟地区でございますけれども、昭和63年からでございます、703人、件数にいたしまして3,941件、金額にいたしまして1億151万4,598円でございますけれども、出納整理後には319件で620万1,000円ほど収納いただいているような状況になっております。

次に、の税、国保、介護保険の減免等の相談申請などはどのようになっているのでしょうかという御質問でございますけれども、最初に税関係でございますけれども、市民税については地方自治法に基づく認可地縁団体、いわゆる法人自治会組織が14件ほどございます。また、民法第34条の広域法人からということで2件、計16件の減免申請がありすべて承認をいたしているところでございます。

固定資産税につきましては149件の軽減・減免の申請がありましたが、これについてもすべて承認をいたしております。その内訳の一番大きいのは新築住宅の軽減が92件、2つ目といたしまして生活保護法の規定による生活扶助の適用の関係で30件ほど。また、広域のため直接占用する固定資産の関係が2件、火災により著しく価値を減じたものが4件ほどでございます。

次に、軽自動車ですけれども、申請のあった49件についてはすべて減免の認定をいたしております。その内訳といたしましては、広域のため直接占用と認められるものが17件、そして障害者等が所有する軽自動車地方税法の規定に該当するものが32件で、すべて49件減免の認定をいたしたところでございます。

国保税については、8月末現在で6世帯からの減免の申請が提出されております。理由といたしましては、生活困窮のため、また、前年度に比べ所得が著しく減少する見込みがそれぞれ3件ありました。申請を受けて、聞き取り及び調査をした結果、3世帯については総合的に、また、客観的に見て担税力が低下しており保険税の納付が困難であると判断をして減免の承認をいたしております。あとの3世帯については調査の結果、総合的、客観的に見て担税力がないとはいえず、減免に該当しないものと判断し不承認といたしているところでございます。

次に、の各種の負担軽減等の活用できる制度などにどのようなものがあるのでしょうかという御質問ですけれども、市民税では、生活保護の受給者、所得皆無による生活困窮者及びこれに準ずる者、学生、生徒また民法第34条の広域法人、それから地方自治法に基づく認可地縁団体、その他特別の事由などに対する減免措置の制度がございます。

次に、固定資産税でございますけれども、さきにもお答えしましたけれども、軽減・減免制度がございます。これについては、まず先ほど申し上げましたような新築住宅の軽減、これは一定の条件を満たせば新築から3年間一部軽減するものでございます。さらに生活保護法による生活扶助の適用を受ける者、生活困窮のため慈善団体等から私的な生活の扶助を受ける者で市長が必要と認める者、また、道路や水路など広域のための直接占用する固定資産等がございます。また、火災によ

る消失の場合もこれに該当いたします。

次に、軽自動車でございますけれども、これについては広域のための直接占用すると認められるものということで、また、障害者も使用する軽自動車税で地方税法の規定に該当するものという形で減免をいたしているところでございます。

国保税については、7割、5割、2割のそれぞれの軽減の制度がございます。この軽減制度は国保税率の応益割合が45%以上から55%以下の場合に行うことができるものとなっております。7割軽減、5割軽減については、市町村が所得状況を調査して自動的に行いますが、2割軽減については世帯主の申請が必要となっております。該当世帯の全員に申請書と記載例を添えて申請されるよう、にかほ市といたしましてはお知らせをしているような状況でございます。これが軽減措置であります。

減免措置については、大きく3つほど分類されます。一つは、生活保護などの公的扶助を受けている場合、またはこれに準ずる場合であります。2つ目は失業、疾病などにより当該年の所得が皆無となる場合、または当該年の所得が前年の所得金額と比較いたしまして2分の1以上の減少となる場合、3つ目といたしましては災害等の特別の事情により財産に甚大な損失を受けた場合というふうな形になっております。

また、保険給付についてでございますけれども、市民が医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免、または徴収猶予の制度がございます。これには4つのケースがございます。1つ目は震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障害者となり、または資産に重大な損害を受けた場合でございます。2つ目といたしましては、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が減少した場合でございます。3つ目が、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合、そして4つ目といたしまして、詐欺、横領、交通事故等資産に重大な損害を受けた場合、または減少した場合でございます。

いずれにいたしましても、これらは医療機関の窓口でお支払いしていただく一部負担金の減免、あるいは徴収猶予の制度でございます。徴収理由についてはこの4つのいずれかの事由により生活が困難になった場合は、6ヵ月以内の期間に限って一部負担金の徴収を猶予することになっておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 私のほうから、第3点目の短期保険者証、それから資格証明書の交付の状況とその実情についてお答え申し上げます。

短期保険者証は179世帯、被保険者数で410人。資格証明書の発行は33世帯、56人となっております。

対象者の実情としましては、自営業者の方で収入減、あるいは収入が年金のみやパート等で所得が低いなどの理由によるものですが、中には所得があっても滞納している方もおるようでございます。

いずれ1年以上保険税を何も納付のない方には返還の予告、あるいは納税指導などを行い、それでも納付されない場合は、やむを得ず被保険者証を返還していただきまして、被保険者資格証明書を発行しております。

対処についてでございますが、市ではこのような方を含めまして分割納付など計画的な納付の相談に応じております。また、万が一資格証明書を発行している方が入院した場合には、資格証明書から短期被保険者証に変更するなどの配慮もいたしております。

私からは以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和夫君） 私のほうからは 番と 番になろうかと思いますが、介護保険で活用できる減免制度といたしまして4つの制度がございます。

1つ目といたしまして、特定入所者介護サービス費についてであります。これは平成17年10月から施設利用時の居住費と食費が自己負担となりましたが、所得の低い人の施設利用に困らないように、非課税世帯の所得の段階に応じた自己負担限度額が定められておりますので、限度額までの支払いとなっております。

2つ目は、高額介護サービス費についてであります。これも平成17年10月から世帯非課税世帯の非課税者の上限額が見直されまして、新たな段階が設定されております。この中で、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税、あるいは生活保護受給者の方は負担上限額が1万5,000円あります。また、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税される年金の収入の合計額が年額80万円以下の方は1万5,000円、それ以外の世帯全員が住民税非課税の方は2万4,600円が負担の上限額となっております。

3つ目は、社会福祉法人等利用者負担軽減制度であります。広域市町村圏組合が認めます低所得者で、特に生計が困難な方に対しまして、社会福祉法人等によりサービス利用負担額、食費、居住費にかかる軽減措置がありまして、軽減額は利用者負担の4分の1を軽減することが原則となっております。

それから4つ目でございますが、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援であります。これは非課税世帯の特定疾病による障害者、それから法施行前の利用者は利用者負担割合を3%としているものであります。これらの制度につきましては、介護保険料の介護保険サービスを利用している方を担当している介護支援事業者のケアマネジャー、あるいは施設からの相談、問い合わせについて申請方法、あるいは減免の制度につきましても詳しく説明いたしまして、これらの制度が利用できない人がいないように懇切丁寧に担当者に説明しているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最後の御質問でございますけれども、市場化テスト法による住民のプライバシーの侵害が心配される事項ということで、御質問をいただいておりますけれども、1つ目といたしまして、市としてのプライバシー保護対策についての御質問でございますけれども、にかほ市では市民のプライバシー保護のために、個人情報保護条例に基づいて個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な事項を定めて運用しているところでございます。特に、個人情報を開示する場合は、本人の確認はもとよりでございますけれども、開示請求の手續などの手順を踏んだ上での開示の実施を行っているところでございます。

また、市の電磁的記録情報の流出防止のために基幹系の情報処理システムや財務会計システム、あるいは文書管理システムなどのイントラネットで運用している情報処理のネットワークシステムのセキュリティの管理の徹底を現在図っているところでございます。さらには、職員個人のパソコンの庁舎内の持ち込みの使用並びに持ち込みを禁止いたしているところでございます。市所有のパソコンの庁舎外の持ち出しの原則禁止など情報機器の管理徹底を図って、行政情報や個人情報の外部への流出防止に現在努めているところでございます。いずれにいたしましても、個人情報を外部に流出しないように、いろんな形で管理運営をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

2 つ目の市場化テスト法でございますけれども、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる先ほど村上議員からも御質問がありました公共サービスの改革法でございますけれども、本年の4月7日に施行されましたけれども、この法律では先ほど村上議員からも6業務ほど、1つ目といたしましては、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引き渡しの業務を初め6業務ほどがサービスの対象となり、民間事業者が行えるような措置になっていることは既に御承知のことと思っております。

にかほ市といたしましては、村上議員が懸念されているとおり、現在のところ住民の需要の特に高い窓口6業務の民間事業者への委託については、個人情報保護の観点、あるいは市民課、税務課や市民サービスセンターの窓口業務の組織機構にもかかわる非常に重要な事項でございますので、特に慎重に検討していくべき事項と考えているところでございます。

今後は、窓口6業務の民間事業者への委託については、県内の自治体はもとより、全国の各自治体の動向を注視しながら、導入するにいたしましてもすべてにおいて万全の体制を構築した上でなければ導入はしてはならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、現時点ではそういう形で慎重に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに答弁漏れございませんか。村上議員よろしいですか。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 大変詳しい答弁もりましたので、少しまとめて1項目ずつ質問したいと思います。減免制度関係について再質問します。

先ほどの答弁の中に、国保の7割、5割は自動的にというか、申請しなくとも制度上減免の手続を行うと。ただし2割は申請しなければいけない。このことについて一人一人に内容の説明と申請書を送っていると、こういうのは大変いいことだと。こういうやり方をほかの面でもできるだけやるべきではないか。個々に難しい場合であっても広報等でこのような制度があると、該当する方はいつでも申請、あるいは相談に来てもらいたいというようなことを含めて周知徹底を図っていく、これが必要だと思いますが、その一部は進んでいるというふうに見てその方向で頑張っていただきたいと思いますが、幾つか追加して質問ですが、例えば障害者の場合、障害手帳を持っていないとも障害者として市長が認定した場合は、この減免の対象になるとこういうのもあるわけです。これは要介護認定で動けないとか介護が重い、こういう場合市長が認めるということであれば障害者並みの税金の控除、こういうのが行われるわけで、そういう点についてそこまで検討しているかどうか

かなということで質問します。

また、国保法の44条に減免の規定があってそれもかなり勤めているようなんですが、内容についても周知をさせながら減免させていくと。これは旧厚生省でも通達を出しておりますので、そういうところも検討してあらゆる面で今答弁された一つ一つの減免制度が確実に行われているかどうか、また、新たな今、話した介護保険の関係の障害者認定のあり方、こういうことも検討していく必要があると思いますので、その点についてどのようにしているかというのを若干答弁をもらいたいというふうに思います。とりあえず1項目目についての質問です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 障害者につきましてもいろいろな形で把握しながら、いろんな、例えば軽自動車でもそうでございますけれども、そういう形で減免をできるだけ該当するものについては適用させてまいりたいというふうに思っています。

また、固定資産税の住宅の新築についても、こちらのほうから、あなたは該当になりますよということで、減免の制度を活用していただいているような状況でございます。

また、国保の減免についても、これから広報等、また、いろんな形で市民の皆様から理解していただくような形で減免の方法がこういう形で、例えば生活困窮になった場合にはぜひ窓口のほうに相談に来てくださいというような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 国保法の第44条に基づく件ということで、これは医療機関の窓口でお支払いする一部負担金の軽減のことでございます。先ほども説明にありましたけれども、この減免については災害時の家屋・家財の損害による減免、あるいは農作物の被害による減免、収入が著しく減少した場合の減免などについて、前年の所得に応じて10分の2から10分の10までの減免割合を詳細にわたって取り扱い要項で決めておりますので、このことを例えば広報とか、あるいはさまざまな機会を通じ、窓口でもそのとおりでございます。さまざまな機会を通じまして、市民の方に周知徹底していきたくてこういうふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 一つ、今の答弁でよかったと思うんですが、障害者の場合、寡婦の税の軽減、これもきちんと周知徹底されているかどうか。それからもう一つは、介護保険の介護度の重い人の申請、障害者の申請が市長にあって市長が認可したのがあるかどうか。もしなければ、該当する人に勤めていくということ考えられるので、その点について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 寡婦等の減免については今のところそういう形では行っておりませんが、これからできるだけそういう形に沿っていきたくていうふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和夫君） 介護保険の中の減免制度の一つであります特定入所者介護サービス費につきましては、当にかほ市におきましては220件ほどございます。それにつきましては、慎

重な審査をいたしまして決定しているところであります。

それから、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援でございますけれども、これは件数にして12件ございます。

いずれにいたしましても、これらの制度が適用なる人、適用ならない人、適用漏れの人がないように広報、あるいはパンフレット等に掲載いたしまして、そのようなことがないように徹底を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 税、国保税、介護保険料の減免等については以上で質問終わりますが、残り2つについて簡単に答弁をもらいたいと思うんです。

文化施設等の建設による住民サービスの低下はないと、こういうふうに言明して、それを実行し、そして、それをさらにサービスを拡充する、こういう方向で行くべきだと思うんですが、箱物を建てたから来年度の予算要求はすべて数%減で申請せよと、こういうようなことは過去に例があるわけですから、そういう点について、大きい建設が続くけれども住民サービスは低下させないで頑張っていけるかどうか。先ほどの市長の答弁でも、ざっと見て200億の借金を毎年20億返していくと、こういうふうなことから、急激な負担はないと思うんですけれども、箱物を建ててのサービス減にならないようにしていくべきだが、その点についてどうか。

それから、市場化テスト法ですが、これは見直しを続けていくというようなことで、当然実施せよというふうにやってくるわけだが、他の動向も見ながらというのはちょっとそれでいいのかというふうに思うわけです。例えば、ほかで5割やったからそろそろかというようなことではないと思うので、住民の立場になってこれは受け入れないというのが原則でないかと思うわけですが、その件についていかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 文化施設を整備することによって市民サービスが低下しないようにというふうな内容でございますが、当然ながら、これから地方財政を取り巻く環境というのは大変厳しくなると思います。ですけれども、こういう施設をつくったからサービスを低下していくということには、私は基本的には考えておりません。ただ、こういう大規模な事業をやった場合は、やはり単独のハード事業、これはある程度控えていかなければならないという部分は出てくるかと思えます。計画では来年度やる予定のものが1年延びたり、そういうものは出てくるかと思えます。ですから、基本的に直接住民サービスにつながるものについては、極力サービスが低下しないように工夫をして頑張りたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。時間迫っておりますので簡潔にお願いします。

教育長（三浦博君） 私のほうからは、文化施設関係の御質問の 番の文化施設の利用状況についてお答えさせていただきたいと思います。

最近2年間の主に公民館の利用状況を見てもみると、仁賀保地域と金浦地域で上昇傾向、象潟地域は減少傾向ということになってはいますが、市全体で見ますと上昇傾向にあるという状況であります。ちなみに、仁賀保地区では16年度3万7,441人、17年度4万1,283人。金浦地区は16年度1

万 4,434 人、17 年度 1 万 5,587 人。それから象潟地区は 16 年度 3 万 5,532 人、17 年度 3 万 1,995 人。これを合計しますと、16 年が 8 万 7,407 人、17 年度 8 万 8,856 人。時間もありませんので、大体この傾向です、文化施設の利用に関しては。

もう一つ、利用できない状況があるかという御質問でございますが、利用施設の場所の関係で定員制を設けている事業はそれで当然打ち切られるわけですから、そういう場合を除けば申し込み時点で日程調整とか場所の調整を行っておりますので、市民の要求のすべてのものにこたえられているかといえはそうでもありませんけれども、利用者に大きな支障はなく利用いただいているものと思っております。

議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上次郎議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休 憩

午後 12 時 59 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

遅刻の届け出がありました宮崎信一議員が着席しておりますので、ただいまの出席議員は 23 人でございます。

午前中に引き続き一般質問を続行します。次に、14 番佐々木清勝議員の一般質問を許します。

【14 番（佐々木清勝君）登壇】

14 番（佐々木清勝君） 質問に入る前に、きょうは凶らずも 9 月 11 日同時テロの日でございます。多くの犠牲者の御冥福と、二度とあのようなテロが発生しないように心から念じつつ質問に入らせていただきます。

私は、これまで主として質問に答える立場のほうが多かったのでございますけれども、今回凶らずも、多くの支持者の御理解と御協力によりまして質問をする機会をお与えいただきました。心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

なお、今回の質問の選択に当たりましては多くの方々からさまざまな要望がございましたけれども、やはり農業問題というのは本市の基幹的な部分であると同時に、19 年度から始まりますところの品目横断的経営安定対策というのは、まさに喫緊の課題であるとの認識から、農業問題 1 本に絞り質問をさせていただきたいと思っております。

ところで、質問に入る前に、なぜこの品目横断的経営安定対策が出てきたのかということ、もう一度これまでの農政の流れを見る必要があるかと思っておりますので、私なりにわかりやすくまとめましたので一言申し述べさせていただきたいと思っております。

戦後、農業生産はその生産量並びに生産額におきましても大変飛躍的な進展をいたしました。その主なる要因は、まずは農地開放によりまして自作農が創設され、農家の生産意欲が非常に向上したということだと私は考えております。さらには、科学技術の発達によりまして化学肥料が生産さ

れ、そしてビニールという発見がなされました。このことが非常に農業に、特に農業の技術改革に大変な影響を及ぼしたものだと思っております。

特に一例を挙げますと、北海道におきましては従来はガラス温室で育苗をしなければ稲作ができなかった。これがビニールの発見によりまして、いとも簡単に北海道でも内地同様の稲作ができるようになりました。この結果、米産県でありますところの新潟県、あるいは秋田県をしのいで、今北海道が全国でトップの米の生産地帯になっております。ちなみに申し上げますと、北海道、新潟、秋田そして福島、宮城、これが日本の五大米産県でございます。

このような状況がございまして、日本の農業というのはこの技術革新と、さらにはその食糧制度の底支えによりまして、どちらかという米農業に特化したのでございます。しかしながら、その後の経済発展の中で国民の食の多様化が進みまして、昭和 38 年には国民 1 人当たりの米の消費量が 117 キロでした。現在は、約半分の 60 キロに減少いたしております。

また、農政の流れも変わってまいりました。皆さん御承知のとおり、昭和 45 年から始まりました生産調整、いわゆる減反政策でございます。恒常的な施策の実施にもかかわらず、潜在的な米の過剰基調というものは一向に是正をされておりません。国はその後、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意によりまして、中間農業農村大綱対策を策定いたしまして中山間地域におけるところの構造政策を実施いたしておりますけれども、まだ残念ながら飛躍的な構造改革には到達していないというのが今の状況でございます。

また一方、国の財政を見ますというと、これまではすべてが国が面倒を見ると。高度成長経済を背景といたしまして、国には大変な財政力がございました。近年の状況を見ますというと、国が見きれなくなってきた。こういうようなことから三位一体改革に見られますように、今、行政の手法が大きく変わってきております。わかりやすく申しますというと、これまでの補助金政策から交付金の形に変わってきております。その交付金も大変減額の連続でございます。大変厳しい状況になっておる。

そういうことで前置きが長くなったわけでございますけれども、この品目的経営安定対策でございますけれども、国におきましては、農業者の数が急速に減少しておると。特に農村では都市以上のスピードで高齢化が進んでおると。こういうような状況から、今後の日本農業を背負って立つことのできるような意欲と能力のある、いわゆる担い手を中心となるような農業構造を確立することが、まさに待ったなしの課題としてとらえられているところでございます。こうしたことから、これまでのようにすべての農業者を一律的に対象としてきた、いわゆる価格政策を見直して今後は支援の対象を担い手に絞り込み、その経営の安定を図る施策に転換することに迫られているのでございます。私は、この改革はまさに戦後農政の大改革と思っております。

そこで市長にお尋ねいたしますが、にかほ市の農業、とりわけ農業者の減少と高齢化の現状をどのようにとらえ、本対策を活用してどのようなにかほ市農業を構築されるおつもりなのか、その基本的な考え方をお伺いいたします。

この対策のねらいは、御承知のとおり農業で自立できる担い手をつくることでございます。そのためには、私は、稲作の低コスト化を推進し規模拡大を図るか、または米以外の作目を導入し農業

所得の増大を図るかであります。本対策がスタートする時点でどのくらいの認定農業者、農業法人、あるいは農業集落営農組織を育成し、そうした方々にかほ市の農用地をどのくらい利用集積させるおつもりなのか、また、米以外の作目をどのように振興させるおつもりなのか、さらには、これらの方々の5年後の目標、どのような形で予想、あるいは描いていられるのかについても伺いいたします。

次に、産業部長にお尋ねいたしますが、通告いたしました担い手育成対策の取り組みにつきましては、先般の本藤議員への答弁にありましたように、私が調査した時点よりはるかにレベルアップいたしておりますので質問は割愛をさせていただきますが、今後さらに努力を重ねられ、可能な限り担い手や集落営農組織が確保されるよう要望いたしますのでございます。

次に、集落営農のリーダーの育成についてお尋ねいたします。

今、集落では後継者の中で会社勤務を続けるべきか、あるいは集落のリーダーの道を選ぶべきかについて真剣に考え悩んでいる方もおります。まして子供の進学を控えている家庭にあっては、会社をやめることは経済的に大変大きな損失を招くことになり、地域においてはかけがえのない人材であっても引きとめることはできないのでございます。私は集落営農の成功のかぎは、何と申しましても、すぐれた調整能力を持つ集落リーダーと経理に明るい人の存在なくしては不可能ではないかと考えております。市としてはどのようにこうした方々を確保、育成していくかについても伺いいたします。

次に、小規模農家対策について伺いいたします。今後、担い手として位置づけられなくなりました農家についてでございます。当然のことではありますが、担い手対策の恩恵を受けることができなくなりますが、全体的に考えますと、にかほ市の農業の中では引き続き意欲を持って頑張ってもらわなければならない方々であると認識をいたしております。今後、どのようにこうした方々を育て維持していくのか伺いいたします。

次に、市独自の助成対策の創設についてであります。今回の対策は、今後国の農政の中で助成の対象とする農家と対象としない農家の区分けをかなり明確にしたものにとらえておるところでございますが、こうした観点に立った場合、本対策を今後の地域農業再生の大きな柱としてとらえる必要があるものと考えております。しかしながら、現状の農家の体力からするならば、国の助成のみでは円滑な事業の推進は困難かと考えられます。そこで、担い手育成対策、あるいは小規模農家対策等に対する市独自の助成対策を創設するお考えがあるのかないのか、市長にお伺いいたします。

最後に、農地、水、環境保全向上対策についてであります。御承知のとおり、資源保全活動等に対する支援であり、国が10アール当たり2,200円、同額を県市町村においても負担することになるわけでございますが、私は市の負担は大変膨大になるものと推察をいたしておりますが、この対策の是非について市長のお考えをお尋ねいたします。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは佐々木議員の御質問にお答えしますが、まずは、佐々木議員は県職員の農業担当の最高責任者として県農業の発展に御尽力をいただきました。このことについて感

謝を申し上げたいと思います。また、品目横断的経営安定対策の制度についても御説明ございましたのであえて私から申し上げますが、私の考え方を述べたいと思います。

佐々木議員が御指摘のように、にかほ市の農業は米価の下落、あるいは農業従事者の高齢化、そして後継者不足など大変厳しい環境にあるとそのように認識しております。また、現状の農業を考えたとき、これから10年、あるいは15年先にどうなるのかと。農地はさらに荒廃して、あるいは地域コミュニティも崩壊の危機に直面するなど、このままでいくと取り返しのつかないような状態になるのではないかなというふうな危惧も持っているところでございます。

こうした中で、19年度から認定農業者や集落営農などを対象にしました品目横断的経営安定対策が導入されます。この対策を契機に、農業が将来に向けて魅力のある産業として発展していくための基盤づくりになっていただければいいなというふうに期待しているところでございます。そのためにもやはり農家の皆さんが主体性を持って取り組むことが、私は一番大切であると思います。

集落営農については、多様な人材の集合体であります。そして、経営体の強化にもつながっていきます。あるいは一番稲作農業でネックとなっているコストの縮減、これにも私は大きくつながっていくものと思います。また、意欲を持てばいろいろな多様な農業展開、これも可能にすることができるのではないかなというふうに思います。

そこで、どのような農業を展開するか、基本的な考え方でございますが、やはり集落営農も企業的な感覚を持って農業運営をやっていくべきだと。これがなければやはり集落営農も組織されても成功には結びついていかないのではないかなと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、集落営農は多様な人材の集合体でありますので、男性も女性も、あるいは高齢者も、そして兼業農家も、それぞれの役割を果たせるような経営体を構築していくことが、私は大切だと思っております。

具体的には稲作を中心として規模を拡大し、その一方では施設園芸などを通して市場性の高い農産物の生産と拡大、あるいは加工品の製造販売、また、観光を大きなビジネスチャンスとしてとらえて、グリーン・ツーリズムなどを実践できる多角的な農業経営を進める形態、これを何とか育成したいものだなと、そのように考えているところでございます。

そのためには行政でできることは積極的に支援してまいります。やはり何といてもそういう形態をつくるためには農家の皆さんが主体性を持って取り組んでいくことが大切でありますので、引き続き行政、あるいはJAと連携を深めながら各集落においての話し合いを進めてまいりたいと思っております。

次に、担い手育成対策についてでございます。

先ほども申し上げましたが、現在も農協と連携しながら各集落に出向いて検討会を重ね、今後の進むべき担い手の経営形態の方向性について協議を進めているところでございます。8月末現在で担い手と言われる市の認定農業者は、金浦地区で49人、仁賀保地区で93人、象潟地区で同じく93人、計235人でございますが、平成22年までの目標は260人を目指しているところでございます。

それから、集落営農組織の3年後の目標については、全集落、これ79集落でございますが、その過半数の発足を目指して取り組んでまいりたい。そこで18年度の目標としては、金浦地区3集落、仁

賀保地区 12 集落、象潟地区で 7 集落の、全体からすると約 28%になりますが、22 集落を目指しているところでございます。

農地の集積目標は、初年度は集落営農組織の設立を最優先といたしまして、各集落で 20 ヘクタール以上の集積から始めたいと考えておりますが、5 年後には地域の農用地の 3 分の 2 以上を集積することを目標に立てているところでございます。なお、事情により集落営農組織の立ち上げができず認定農業者もいない集落等については、農業委員会とタイアップしてやる気のある農家に対して地域内において 4 ヘクタールをクリアするための県の設定を促すとともに、農業経営改善計画書の策定、申請を指導しながら新たに認定する方策も検討してまいりたいと思います。

次に、米以外の作目振興につきましては地域水田農業ビジョンにおいて現在進めている、これ今のところ 3 地区でございます。それぞれ 3 地区に分かれておりますけれども、3 つの地域水田農業ビジョンにおいては大豆、馬鈴薯、ソバ等を中心にして農協と連携を図りながら重点品目、産地づくり品目を選定し生産振興を図ってまいりたいと思います。

それから担い手の育成でございますが、新たに就業する、農業をやっていききたいというふうな方が出てきた場合、特に高校の新卒者、こういう方々については県の制度もいろいろございます。県の制度もいろいろございますが、それに何とかかさ上げしてでも支援して育成に当たっていききたいということも 19 年度に向けて取り組みをしていききたいと思っております。

次に、独自の助成対策についてであります。これまで農家に対しましては耕作面積の多寡にかかわらず、土づくりの強化のための推進の助成、あなたと地域の農業夢プラン、災害対策資金の利子補給、あるいは転作作物産地形成などに各種の支援策を講じているところでございます。19 年度においてもこれまでの支援策を継続したいと考えておりますが、一方では、集落営農を推進しながら、小規模農家などに対して新たな支援策を講じていくことは、ちょっといかがなものかなというふうに思うわけでございます。

また、新年度からは、これまでの中山間等直接支払いに加え、農地・水・環境保全向上対策が始まるなど、全体的には農家に対して多額の支援策を講じていくこととなりますので、現段階では新たな支援策の創設は考えていないのが現状でございます。御理解をお願いしたいと思います。

ただ、今後集落営農、これがどういう形で進んでいくかまだわかりませんが、集落営農の皆さんが多様な農業展開をしていくためにも必要な支援策については農家の皆さん、あるいは J A などと協議を進めながら検討してまいりたいと思っております。

次に、農地、水、環境保全向上対策についてであります。御指摘のように、農地、水、環境保全対策については第一次の取りまとめを 7 月 14 日に行いました。にかほ市全体では 32 地区から申し込みがありまして、面積にして 1,731 ヘクタールの要望があったわけでございます。

国では、先ほども佐々木議員からありましたように 2,200 円、国で支援することになります。そして県と市町村でそれぞれ同額の 10 アール当たり 1,100 円、合計で 4,400 円、10 アール当たりの支援額となるわけでございます。現在の試算では、先ほど申し上げました 1,731 ヘクタールで計算しますと、市の負担額は約 1,900 万円です。現在のところ約 1,900 万円となっております。今後、再確認作業などを進めて、面積も多少変わってくるかと思いますが、再度市の負担がその時点で算出

されることとなります。

ただ、私は農地、水、環境保全向上対策については、対象としては中山間直接支払い地域も対象になりますけれども、市としては中山間直接支払い等の部分は対象にしない考え方です。対象にしないでいきますので、中山間直接支払い制度と該当する農業者の皆さんと幾らか農業者の支援策について格差と申しますか、そういうものが少しは解消になっていくのではないかなと思います。そして、集落営農や認定農業者とならない小規模の農家の皆さんも、協議会を通してこの制度に参画できますので、農道や、あるいは用排水路の維持管理費用の軽減にもつながっていくと、そのように考えているところでございます。

そういうことで、にかほ市としては19年度から取り組みをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

他の質問については、担当の部課長からお答えさせますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 3つほど質問ありますけれども、1つは割愛ということで、2つ目の集落営農のリーダーの育成についてでありますけれども、これまでの説明会とか検討会をこれまで開催してきているわけでありまして、組織の必要性は理解ができるが先に立つ人がいないという話がほとんどの集落から出ている現状でありまして、組織の立ち上げとか推進については強力な地域の指導者が必要でありまして、その指導者の力が大きいということ実感しているところであります。組織を立ち上げる時点で、どうしてもリーダーとか経理の担当者に大きな負担がかかることとなりますけれども、その負担を負担と思わないような対応策とか責任の分散化、これらを図る必要性もあるのではないかと考えておりますし、集落内でいろんな方策を検討するなどして、リーダーがいらないということではなくて、今後は集落の生き残りをかけて集落内でリーダーを育てる努力も必要ではないかと考えているところであります。

農業の後継者は、俗に考えますと若い人というふうに考えるわけですがけれども、50代、60代でもその後継者に当てはまるものではないかと考えております。リーダーとか経理事務の担当者は現在はいないのかもしれないけれども、今後、多数の団塊の世代が企業等を退職し始めます。この団塊の世代に当面の間地域農業を守っていただくことも一つの解決策でありますし、そして、その間に次世代のリーダーを育てていくことが必要ではないかと考えております。リーダーの育成については、今回の補正に少額ではありますが集落のリーダーを対象にした先進地視察研修出務報償費も計上しておりますし、また、経営所得対策等実施要綱や品目横断的経営安定対策実施要領、また、新たな受給調整システムなど、次々に国からの支援対策制度が明らかになってきておりますので、集落や農家に対しまして新しい情報を提供しながら、今後も農家の方々と十分に協議をしながら集落営農を推進してまいりたいと考えております。

次に、担い手になれない農家の対策ということでありますけれども、国の価格政策から所得政策への転換は担い手となれない農家が恩恵を受けられなくなるという大改革ということでありますけれども、最初から担い手になれないという農家はいないのではないかと考えております。すべて

の農家が集落営農組織に加入しまして、組織の構成員として参加するという方法により進むべき方向性が見出せるのではないかと思います。

しかしながら、集落営農の場合、経理の一元化など事前に取り決めしなければならない事項がありますので、それに対する抵抗感から、従来どおりの経営を望む農家がいることも、これまでの説明会等、協議会等で感じられることであります。

国では19年度から、担い手以外の農家を対象に産地づくり対策交付金の中で担い手になれない農家を対象としまして新たな米価下落対策、それから稲作構造改革促進交付金制度を21年度までの3カ年間にわたり実施するとしておりますので、それまでの3カ年の間に担い手以外の農家のそれぞれの進むべき方向について考えてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 2、3点関連してお伺いさせていただきます。

まず第1点は、市長の考えであるところの哲学の部分でございますけれども、これからの農業政策、特に農家の自主性、主体性ということ、私は6月議会からも再三お聞きいたしておるわけでございますけれども、今の農家の状況の中で、自主性、あるいは主体性をどこに向かって持っていけばいいのか、この時点で悩んでいる方が大方ではなからうかと思っております。

今回の集落営農にいたしましても、個別の経営は別として、集落全体の一定の規模の農地を集積させた場合は、どのような計画で、その計画に向かって、どういうふうに行行政がJA等と連携をとりながら誘導していくのかということころがなければ、単なる農地の集積を図っても、これは言うなれば企業戦略を持った集団ということにはなり得ない。そのところをもう一度ひとつ農家の気持ちにかんがみて、いろいろ助成対策のほうにも関連するわけですが、もう一考お考えいただきたいと思っております。

それから、あらゆる分野で、観光も含めて農業・農村というものは非常に大事だと。観光農業のビジネスチャンスとしてもとらえていきたい。再三再四のところこの農業・農村の重要性ということは申し述べられているわけでございますので、どうかそういったような基本的理念を具体的に裏打ちするような形での施策を考えていただければと思うところでございます。

それから、もう1点は、先ほどの集落営農のリーダーの問題でございます。現在、1集落に対しまして40万円の助成があるわけでございますけれども、この40万円では私は集団のいろんなもろもろの調整を図っていくというのは大変厳しいだろうと思っております。そうなりますと、この集落リーダーというのは結局ボランティアにならざるを得ません。やっぱり今この厳しい社会情勢の中で、ある者だけがボランティアでは社会の仕組みは私は進まないと思っております。そういうような意欲に対して何らかの形で報いていく。すべて金を出せというのではないのです。そういうような方々に対しては、一面のところでは何らかで免除をすとか、お金ではない部分もございまして。ソフトの面で酌むところもあると思っております。そういうところを再考いただければ非常にいいのではないかなと思っております。

それから、最後の農地、水、環境保全のことでございまして、1,731ヘクタールという大変な額で1,900万円。5カ年になりますと相当の額になります。私はこれはこれで国の一つのあ

めの部分だと思っております。こういうことをやるので集団を組んでやりなさいと。非常にいいことでございますけれども、将来にわたってこの金が出てくるのかどうかと。ややもすると、5年後はなくなったときに、金の切れ目が縁の切れ目になって、今そこそ各集落で結いの形、あるいは普請の形でやられているものがまたまた再構築しなければならなくなる。こういうような観点から考えますと、果たして国の政策に乗っていいのかどうか。1,900万円だとするならば、半分ぐらいのところでは何か独自のものをやることのできないのか。この辺にもひとつ政策を展開する意味では考えていただければとこういうふうに思っております。以上3点について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） やはり取り組みは農家の皆さんが主体性を持っていかなければならない、これが私はやっぱり基本だと思います。ただ、そういう中で、じゃ行政がどういう形ができるのかと考えた場合、やはりこのにかほ市にも一生懸命頑張っている農家もいます。例えば、施設園芸の中で花を一生懸命やったり、野菜も一生懸命やっている方もいます。露地栽培もいます。

ですから、こういう一生懸命やっている農家の輪、これを広げていくことも私は一つの方法だと思います。農家の皆さんの力をかりて。この輪を広げることによって、今、頑張っている農家の皆さんも市場では高くまた評価されてくると思いますし、こうした取り組みも私は必要だと思っておりますので、こうした組織づくり、これにも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

これからいろいろ農家の皆さんからも情報を収集しながら方向性を決めていくことになってきますけれども、集落営農についても確かに先ほど申し上げたようなことも基本だと私は思います。ただ、今の制度にのっとって、制度に乗って、国の ― 国といってもこれにかほ市にも負担あるわけですから、この品目横断については。ですから、行政もにかほ市としてもこの部分の負担割合があるわけですが、私はやっぱり当面、例えば、新たな集落の中でどういう戦略で農業をやっていくかというつなぎの部分で、例えば、兼業農家だけ集まって、農家経営をする大部分の収入を他に求めて、農業収入の低い兼業農家、この形の集落営農も私はあると思ってるんです。

ですから、いかにしてコストを削減して、当面は新たなものには取り組まないと。稲作と、あるいは転作作物だけやって、その間にいろいろもう一度工夫をしながらこれからの農業を考えていくという方法も一つではないかなと。ある程度の期間、国からの支援のお金をもらって経営していくと。いろいろなその集落で集落農業のあり方は結構あるのではないかと考えています。

ですから、この話し合いを、行政は型どおりの話し合いしかできません。ですから、やはりそれぞれの集落でどういうふうにしていくかということは、先ほど申し上げましたようないろいろなパターンがあると思いますので、これを一番集落にいい方法を話し合いの中で考えて取り組んでいただきたいと思います。

それから、農地、水、環境保全対策についてでございますが、国の制度というのはしょっちゅう変わります。しょっちゅう変わりますけれども、最初に始まった直接支払いの中では、中山間直接支払い、これも最初は5年で始まりました。それがまた延びました。にかほ市でも全体で農家の皆さんに国、あるいは県、そして市も入れたお金が大体年間1億2,000万円ぐらいです、農家の皆さん

んに配分している金が。大変大きな金です。これはやはり農家の皆さんも大変助かっていると思います。いろいろな施設整備する上でも、あるいはいろいろな形の作業してお金の入ってくる部分もございます。1億2,000万円ぐらいの農家支援をしておりますが、ただ、残念なことに、平場を耕作している皆さんには何も無いわけです、今、農家の支援策としては。これで何とか行政としても同じ市の中の農業者の支援策に格差が少しでも狭くなるように、この新たな制度に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

具体的にこれからどういう支援策、先ほど申し上げましたが、小規模農家については、今、具体的な考え方を持っておりません。今、基本はやはり集落営農をどう組織させるかと、このことに全力を傾注してまいりたいと思っております。集落営農の形でどの程度の支援策が講じることができるのかは今のところ試算はしておりませんが、佐々木議員がおっしゃるようなことも十分踏まえながら、これからのあり方、さらに19年度に向けて検討をしてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） リーダーの育成の御質問ですけれども、特にリーダーの場合はボランティアだということでもありますけれども、そういう部分というのは大変大きいものだと思います。うちのほうでもこれまで集落での協議会を数多くやってきておりますけれども、その中におきましても、行政でできるものは何かないでしょうかというような話はしてきております。

しかしながら、6月、7月ごろの集落営農の協議会におきましては、自分方がその時点でどうやればいいのか、先がわからないというようなことで、特別、行政に対してリーダー育成のためにとか会計の育成のためにというような具体的な話はございませんでしたけれども、ただ、その中で、話し合いの中でリーダーの研修会、こういうのをやっていただきたいという話がありましたので、今回の補正のほうへ、少額ではありますが予算計上させていただいているところであります。

この後につきましても各集落へ出向いての協議会というものは継続してやってまいりたいと思っておりますので、その中で集落の皆さんと話し合いながら、行政として何ができるのか、そういうお話を聞きながらできる限りのリーダー等の育成といいますが、そういうものについても対応してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 先ほど来いろいろお答えいただいているわけでございますけれども、実は、しつこく私聞いているのは、これ考えているいとまが余りないんです、もう。来年から始まるわけですから、もう検討しているいとまがない。実効あるものにするためにはやはりそれなりの対策を考えてもらわないといけないということで申し上げているわけですが、一つ私から提案させていただきますけれども、その農家の自主性なり主体性の問題でございますけれども、なかなか行政はできないというようなお話もございしますが、私はあると思っております。それは情報だと思います。情報は幾らでもとれるはずで、とった情報をどういう形で現場に流すのか。わかりやすい情報をどういうふうにつなぐのか。ここは行政でなければ私はできないサービスだと思います。ぜひこれひとつ真剣に考えていただきたい。

一例がございします。首都圏の方で、たしかこれ象潟の出身の方だと思っておりますが、「ニカホ商事」

というものを東京でつくったそうです。そしてこちらのものを首都圏のほうに販売したいと。この前電話で聞きましたら、メロンを300箱持っていったそうです。団地に持って行って10分間で売れた。「佐々木さん、何かその地元のものないか」と言う。私もそれほどの情報ございませんので集め切れないわけですが、こういうような方々もおるわけですから、ぜひひとつJ Aと連携しながら個別では小さくてもまとまれば大きな荷物になります。そういうのが私は行政でやる最大なものだと思います。ぜひとももう一考いただきたいと思います。

それから、集落営農の関係でございますけれども、先般、私、市役所からいただきましたけれども、秋田農政事務所を出した資料の中にちゃんと御指摘がございます。集落営農のメリットを出しなさい。その中で農業機械の負担が非常に大きいと、こう言われております。これ私の試案で大ざっぱですけども、かつて私もほかの地域で試したことがありますけれども、カントリーを設置するために、従来は市町村が2割なり3割負担するわけですが、私はその負担はやめたほうが良いと。ぜひとも農家の乾燥機を耐用年数で全部買い上げてくれと。そうすることによってカントリーの利用率が上がると。大変とっぴもない話ということで躊躇したんですが、その町長さんよく取り入れてくれまして、全部買い上げしました。結果的にカントリーの利用率は向上しました。マイナスが出ますという一般行政から必ず助成しなきゃいけない。先に出すか後に出すかの話でございます。

こういうような例もございますので、今度の集落営農の場合、私は個別の持っている農業機械が相当余ると思います。これをひとつ、いろいろ問題があると思いますが、買い取っていただいて、その集団の中での適正な農業機械の再配置をすれば、私は集団としての経営のメリットが出てくるだろうと思います。そして、買った物はまたどっかでさばけばいい。だけれども、行政だけではできません。ぜひJ Aと連携しながらこういうことをやれば、私はやはりスケールメリットのそういうものが出てくるだろうと。

それからもう一つは、集団に任せるのではなくて、3つか4つ、数は別としましてもモデルケースをつくっていただきたい。モデル集落、モデル集落営農。ここに具体的にJ Aと連携しながら指導することによって、この地域は将来こうなるんだと。皆さんもやればこういうことができるんだと、そういうようなモデルケースを早く提示していかないとなかなか農家の方々乗ってきません。

ですから、言葉としては私も大賛成です。「自主性」なり「主体的」、非常にいい言葉でございますけれども、これが全部できておるならば、この世の中そんなに悩まないです。総論はいいわけですけども、各論の弱さが今の世の中です。それをリードするのは私はやっぱり行政だと思います。ぜひとも皆さんからそういう点をもう一度お考えいただければと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 情報の提供というお話がございました。これは努めてやはりやらなければならないことだと思います。

それから、この前日曜日の朝ですね。県内のたしか雄物川だったかな、あそこの集落営農、これが1年前に立ち上げた事例としてテレビで放映されておりました。これは経営面積が大体40ヘクタールぐらいあるんですけども、やはり集落営農としてまとまると、やはり農業者が時間余ってしまうんですな、どうしても。要するに、作業する時間がないために、やはり1人の農業者が1ヵ月

に給料みたいな形でもらえるのが5万幾らでした。5万幾ら、去年の段階で。それでもやはりこのままではこの地域の農業が成り立っていかないだろうということで集落営農に参加しましたけれども、じゃその形をどう解消していくかということでその営農集団については、花のリンドウの栽培をことしからやって、時間も相当1人当たりの働く時間帯も長くなって、たった1年だけで月2万幾らの配分が高くなっていると。配分額が余計になっていると。

ですから、先ほど佐々木議員にもお答えしていますが、いかにして主体性を持って、企業的な感覚を持って、それぞれ参画していただいた農家の皆さんの収入を少しでもよくなるように、やはりその団体が工夫していかなければならないと思います。

残念ながら、その団体も、去年の1年間では収入5,000何百万円あって赤字が1,100万円ぐらい赤字がありました、その団体は。けれども、国の支援が1,500万円弱ぐらいの支援策があって、結果的には集団やったことによって経営体が300数十万円の黒字経営をやっているというふうな事例もこの前の日曜日ありましたけれども、行政としてもそういう経営体、頑張る経営体についてはいろいろ情報を交換しながら、支援できるものは支援してまいりたいと思いますので、佐々木議員からもいろんな面で情報なり、あるいは御支援をいただければ大変ありがたいなとそのように思います。

議長（竹内睦夫君） 産業部長、何か。 — いいですか。

14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） ちょっと時間があるようでございますので、大変市長もテレビを見ておりますので、あれは大館の館花ファームです。あの経営体が非常によくいったというのはまさにあの集団のリーダーなんです。やはり人なくして組織は動かない。皆さん御承知のとおりでございます。ですから、何回も申し上げますけれども、これからの集落営農なり、そういうものというのは、どういうリーダーを育成するか。現在のリーダーをどういうふうにもた確保していくのか。そのところが一番の私は肝要な問題だと思えます。ぜひひとつ、お金だけで済む話ではないと思えますけれども、精神的な問題も相当あると思えます。何とかそういった意味において、集落のリーダーについては、経理の一元化というものは今一番農家の方々悩んでおります。いろんな問題もありますけれども、とにかく集団の中に入れて、助成の対象にならないような農家が集落の中に半分も出たと、こういうことになりますと農村社会の崩壊にもつながってまいります。そのところを、くどいようですが、ぜひひとつ産業部長にも考えていただいて、このにかほ市ではそういう農家が非常に少ないと、これこそ私は合併の効果だと思えます。何とか全力を挙げて取り組んでいただきたいと、御要望して終わります。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで14番佐々木清勝議員の一般質問を終わります。

次に、17番佐藤元議員の一般質問を許します。

【17番（佐藤元君）登壇】

17番（佐藤元君） 9月定例会、ラストですのでもうちょっと30分ぐらい我慢していただきたいと思えます。

2点ほど質問させていただきます。

まず最初に、P F Iの導入について、市長のほうに質問をさせていただきます。

言うまでもなく、このP F Iは民間の資金と経営のノウハウをいわゆる公共事業に活用し社会資本を整備していくのが、このP F Iなわけでありましたが、平成11年にP F I法が施行されまして、同時に課題も徐々に浮き彫りになった経緯もありましたが、13年、17年と2回の法改正によりまして目的や実施手法についても明確な位置づけがなされまして、民間収益事業でも柔軟な対応ができるようになったと今日は言われております。

本来、P F Iは建築のイメージが強かったわけですが、現在は土木の分野でも活用されているのが現状であります。秋田県内では大館市で平成12年12月にごみ処理組合がこの手法を取り入れまして現在稼働しているのが一つの例かなと、こう思っております。

本市でも今後幾つかの大型の事業を控えているわけですが、その財源は地方債に依存していくものと思います。P F I導入によるV F M、いわゆるバリュー・フォー・マネーは、そのP F I導入によって起こる削減効果そのものについて、市長のお考えをとりあえずお聞きしたいと思います。

2点目は、合併による地域の一体感醸成についてであります。

この問題は、何も本市だけの問題ではないと私も思います。合併した市や町であれば共通課題と言えるかなと思っております。我が市は3町で一つの市になったわけですが、半世紀前の昭和の合併から来る一体感も一部の疑問の残るところもあります。新市の一体感醸成も5年、10年、あるいは15年や20年といった長いスパンが必要かなと、根気の要る作業と思います。

そこで伺いますが、市長の進めようとしている観光のまちづくりをこの一体感醸成とどのような形で結びつけ、成果につなげていく考えなのか、具体的な答弁をお願いします。

なお、一般質問の初日からいろいろとこの件は話もありましたので、詳細な説明はあえて私も求めませんが、大まかな考え方で結構でございますのでお願いしたいと思います。と同時に、これは無論市の職員も市民の1人ですから、あわせて一般職員とそれから管理職の皆さん、そして執行部との一体感も含めたところの考えをひとつお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

P F I制度、この横文字では私も知っておりましたけれども、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというんですか、そういう読み方だそうでございます。私も、県内は今、佐藤議員からお話がありましたように大館のごみ焼却、この施設でやっているわけですが、県でもまだ今のところこの方式で事業は展開していないところがございます。今、県のほうでもいろいろ検討委員会を立ち上げて、どういうメリットがあるのか、そういうことを検討していると伺っております。私もこの国の内閣府のホームページの資料を見ますと、これまで国のほうの事業では31件、都道府県で57件、それから政令指定都市で29件、政令指定都市を除く市町村で88件、建築工事、あるいは土木工事でこの制度を採用しているようでございます。はっきり言って、私もこの知識はそんなに持っておりません。知識は持ってないと言うよりも余り知りません、この制度については。ただ、これも一つの方法としてはいかにして行政経費を削減して、縮小して、その目的物なるものをつく

っていくかということだけですが、このいろいろ建設工事を進める上ではいろいろな方法がまずあるわけです。例えば、V F — バリュー・エンジニアリング、これは提案型のタイプのやつですけれども、あるいはC M — コントラクションマネジメント、これについてはそれぞれの工事をできる限り分割してそれぞれの業種に発注して経費を縮減を図っていこうというシステムだわけでございますが、やはりその管理運営面も考えながら、このP F I方式をやる場合ですね、ただ、これが、例えば市内の業者ができるのかどうか、あるいはリース方式な考え方でできないのか、あるいは指定管理者制度みたいなものでできないのか、こうしたこともあわせてやはり考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても、どのくらいの規模の事業がP F I方式になじむのか。文化施設の建設なんかもあるわけですが、これには国からの支援、あるいは合併特例債という形のもがこのP F I方式を使った段階でどうなるのか。これは簡単に言うと、施設整備については民間がお金を出して建設をして、ある一定の期間の中でお金を行政が返していくという方式なんですけれども、そういうことを考えたときに、どっちのほうが得なのかというのは当然これから考えていかなければならないことでございますので、県の取り組み状況などを見ながらこれから勉強をさせていただきたいと思っております。

それから、一体感の醸成についてでございますが、にかほ市が誕生してもう少して1年になろうとしています。さまざまなイベント — 特にそのイベントもそれぞれの旧町単位で区切らないということも一つの方法ではないかな。例えば、トライアスロン、今回の場合はバイクコースを大きく変えて仁賀保地区、金浦地区のほうに回しました。そして多くの旧町単位の、ちょっと言葉は変ですけども、各地区から多くのボランティアから支えてもらいました。これも一つの一体感の醸成だと私は思っております。

また、これまでそれぞれの旧町単位でやってきた夏祭り、これは今回は観光協会が主体となって、「夏祭り・三夜物語」という形のネーミングをうって3日続けて祭りをやりました。これも私はやはり一体感の醸成に大きくつながったと思います。というのはいろいろお話を聞きますと、これまでにないほどやはりお客さんが集まった、それぞれの祭りに。ということは、仁賀保であれば象潟の金浦の人も行ったでしょうし、こういうこともやはり私は一体感の醸成には大きく貢献しているものと思います。ですので、これから市民で参加できるような、そういうイベントも新たに立ち上げていくことが必要であると思っております。そして、そのイベントの中で、いろんな地域からボランティアに支えていただくと、こうしたことがやはり一体感の醸成につながっていくのではないかなと思っております。

それから、やはりこれからにかほ市を支える子供たちに、地域のイベントとか、あるいは歴史とか文化、こういうものを勉強させる機会、こういうことも大切ではないかなと思っております。当然ながら、仁賀保の子供さんは、例えば金浦とか象潟地区の文化とか歴史でわからない部分もあるかもしれません。これは同じです、どこも。ですから、そういう形のもの、にかほ市として、子供たちにかほ市が我々の郷土だというふうな気運を高めていくようなことも必要ではないかなと思っております。

そこで、観光を通してのことですが、これも何回か私からお話しさせていただきましたが、観光の中では農業も漁業もこの観光の一翼を担えるような産業だと私は思っておりますから、そういう農業、あるいは漁業の中でもそれぞれ仁賀保、金浦、象潟と分かれるのではなくて、やはりそれぞれの市の農業者として、いろいろかたまっていることをやっていくということも私は必要ではないかなと思っております。

いずれにしても、一体感の醸成につながることはこれからもさらに工夫をしながら、あるいは各種団体と連携をしながら、いろいろなことをやってまいりたいと思います。

ただ、今回のTDKの野球、これは5試合ありましたけれども、市民の皆さんがあれだけ応援したということもこれも一体感の醸成には大きくつながったと思いますし、これからの大きな力になるのではないかなと思っております。大変ありがたく思っているところでございます。

それから、職員の一体感、まだぎこちない部分はありますけれども、私はそんなに壁はないと思っています。ですから、まだ職員同士がよくわからない部分もありますが、その中で情報交換しながらなお一層力が発揮できるような職場環境に努めていきたいと思っております。私は決して3町が合併して1年足らずですけれども、市の職員の中に壁はないと思っています。ただ、やっぱりちょっと遠慮している部分はあるかもしれません。そういうことないように我々はどういう立場であっても市民のための職員でありますから、そこを自分たちがいかにして創意工夫をしながら市民のために力を発揮できるか、そのことだと思いますので、このことについても一生懸命取り組ませていただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） PFIについて、1つだけ、参考資料ということで、ちょうど文化施設を――当然、仙台市は政令都市ですから規模も全く私ども3万人の市とは違うわけですけれども、1つありますので、ちょっと紹介したいと思います。

これは18年ですから、ことしPFIを導入するということで決定していますけれども、ちょっと数字が大きいわけですけれども、このPFIの結果、手法を取り入れることによっていわゆる削減効果が幾らになるかという、従来の手法による仙台市の財政支出とPFIを導入した場合の市の財政支出を現在価値に置き換えて比較した場合、14億5,300万円という結果が出たわけなんです、ちなみに落札金額が72億8,000万円であります。

ですから、今後、にかほ市の事業がどういうふうな展開するかは別にしましても、決して人口が多いとか少ないとかという範疇で比較していく問題ではないということ、冒頭にこの件については言っておきたいと思っております。と同時に、隣の山形県は、上山市は、私が思っていたほど人数が多くなかったんですけれども、3万5,000人ですから、うちのほうより5,000人しか多くないということなんですけれども、ここは学校の給食センターをこの制度を使って現在PFIでやっているようですけれども、3万5,000人の市でもやはりこういう制度を使ってやると。それなりのメリットが当然あるからやるわけですから、ひとつそういうことも参考にして、今後検討していただければなと思っておりますので、1つの例として紹介しておきたいと思っております。

それから、PFIの件はこれで終わりたいと思っておりますが、ただ、やはり14億ですか、14億です

から、この前4日の日ですか入札しました象潟中学校の本体工事は15億ですから、やはりすごい金額だなと思います。

それから、醸成感の問題ですけれども、ちょっと産業部長にもう一つ伺いますが、6月議会で11番の佐々木議員の質問に、産業部長が市民総参加でこの問題には取り組んでいきたいという答弁されていましたが、その後も新しいプランでもありましたらひとつお願いしたいなと思います。

議長（竹内睦夫君） PFIのほうはいいですな。

17番（佐藤元君） PFIはいいですよ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） その後、行政としての新しい対応というものは特にございませんけれども、商工会のほうで、市長もこの前紹介しておりますけれども、観光の事業を展開し始めております。それから、市民総参加で観光対応ということでは「三夜物語」なんかも、これは観光協会ですけれども、市民総参加の観光事業になったのかなと思っているところです。

【17番（佐藤元君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで17番佐藤元議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後2時09分 散 会